

平成 31 年度（2019 年度）離島観光活性化促進事業(宮古圏域)
離島観光協会主導プロモーション PR ツール制作費
「画像撮影・追加」コンペティション実施要項

1. 事業名

平成 31 年度（2019 年度）離島観光活性化促進事業(宮古圏域)
離島観光協会主導プロモーション PR ツール制作費 「画像撮影・追加」

2. 事業目的

協会ホームページの事業者様向け画像提供サービス「宮古島ライブラリー」への画像追加および宮古圏域総合ガイドブック日本語版や教育旅行パンフレット、MICE パンフレット等の制作時に活用できる写真・動画を撮影する。

3. 事業内容

本事業の主な内容は、以下の通りとする。

- (1) 当事業は沖縄県の委託を受け、一般社団法人宮古島観光協会（以下、当協会という）が実施する。
- (2) 撮影対象地域は、宮古島、池間島、伊良部島、下地島、来間島、水納島、大神島、多良間島（以下、宮古諸島という）とする。
- (3) 宮古諸島各地域の町並み、景勝地、自然、行事等、島外地域に向け、宮古諸島の魅力を視覚的に表現し、誘客 PR に繋げる。
- (4) その他業務委託の範囲は、別紙「画像撮影・追加コンペティション仕様書」の通りとする。

4. 提案総額の上限

提案総額の上限は 800,000 円（税別）の範囲内とする。

- (1) ただし、この金額は企画提案のために提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。
- (2) 本契約において、規約期間途中で消費税等の税率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

5. 業務委託期間

契約締結の日から令和元年 10 月末日まで

（または、撮影データ（CD-ROM の提出及び当協会へのデータ送信）の提出と実施報告書及び実績報告書完了後まで）

6. コンペティション応募者の条件

画像撮影・追加コンペティション参加条件は、以下の通りとする。

- (1) 沖縄県内に本社・支店・営業所を有する企業または団体
- (2) 本事業を行うにあたって、必要に応じて当協会とすみやかに連携をとるなど、本事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等による手続きを行っていないこと。
- (5) 団体役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下、「暴力団の構成員等」とする)
- (6) 暴力団員の構成員等の統制の下にない団体
- (7) 選定方法については、沖縄県および当協会との協議によるものとする。

7. スケジュール

- (1) 公募受付
令和元年 7 月 1 日～令和元年 7 月 16 日 17:30 まで
- (2) 選考及び審査結果通知
令和元年 7 月 25 日まで
- (3) 業務委託締結日
令和元年 7 月末日まで
- (4) 業務委託期間
業務委託締結日～令和元年 10 月末日まで
(または、実施報告書及び実績報告書完了後まで)
- (5) 撮影データの納品
令和元年 9 月末日まで
(CD-ROM の提出及び当協会へのデータ送信の完了をもって納品とする。)
- (6) 実施報告書・請求書の提出
令和元年 10 月末日まで

8. 応募書類について

企画コンペティション参加の際は、以下の5点の書類を期日までに提出すること。

(1) 様式①：コンペティション参加申込書

…7部（社印押印済原本1部、写し6部）

(2) 様式②：応募者概要書

…7部（社印押印済原本1部・写し6部）

(3) 様式③：過去の類似案件実績一覧

…7部

(4) 自由書式：過去の類似案件成果物（PDFデータ可）

(5) 自由書式：見積書

…7部（社印押印済原本1部・写し6部）

※応募社における経費規則に従い、経費項目を設定し、見積書を作成する。

※実施報告及び実績報告時には、経費項目ごとにおける各種信ぴょう類の提出が必要となる。

※支払いは、提出された信ぴょう類を元に当協会が検査し、実情に得した支払いとなる。

参加申込書を当協会が受諾後、参加を辞退する場合は以下の書類を提出すること。

(1) 様式④：参加辞退申請書

応募者からの質問、当協会からの回答方法は、以下の手順とする。

(1) 令和元年7月5日17:30までに、様式⑤質問書に記載の上、メールに添付して当協会に送ること。メール：info@miyako-guide.net

(2) 質問に対する回答は、7月8日以降、当協会ホームページにて公開する。

(3) 提案内容に関すると思われる質問については回答しない。

(4) 質問者への個別回答はしない。

9. 応募書類提出先

送付先：一般社団法人宮古島観光協会 担当：西波照間（にしはてるま）
〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里187番地2F

10. 再委託について

本事業を実施するにあたり、当協会に承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。

11. 審査について

- (1) 審査は提出された応募書類に対し書面審査を行い、企業または団体を選出する。
(応募各社によるプレゼンテーションは実施しない。)
- (2) 提出された応募書類に対し審査を行い、1次審査、最終審査を経て、企業または団体を選出する。ただし、応募件数によっては、最終審査のみを行う。
- (3) 審査結果の通知については、最終審査終了後、すみやかに選出企業へ通知する。
- (4) 審査後の委託契約（以下、再委託という）については、原則として第1位選出企業と行うが、再委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、協議の上、契約するものとする。
- (5) 審査内容、評価点、経過等、審査に関わる一切の公表は行わない。

12. 著作権等

- (1) 本事業において撮影した写真・動画データの著作権、著作隣接権等の知的財産権は、全て当協会に帰属するが、平成31年度（2019年度）離島観光活性化促進事業（宮古圏域）事業終了後、全て沖縄県に帰属する。
- (2) 著作者人格権については行使しないものとする。
- (3) 本委託業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

13. その他留意事項

- (1) 応募書類の作成、また応募書類の送付に関する費用は申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とする。
- (3) 応募書類提出後は記載内容等の変更、訂正、差し替えは一切認めない。
- (4) 応募書類に不備・不足がある場合は、審査時の減点対象となる。
- (5) 提出された応募書類は返却しない。

附則

この実施要項は、令和元年6月19日から施行する。